

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険（船舶）追加特約書 平成 20 年 2 月 22 日 08 - 制度 - 00008 <u>沿革 平成 26 年 9 月 24 日 一部改正</u> と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、 年 月 日付で締結した貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「特約書」という。）の追加特約を下記のとおり締結する。 記 <u>（対象契約から除外する契約）</u> 第 1 条 別紙 1 から <u>に規定する一の契約については、特約書第 1 条の規定にかかわらず、対象契約から除外する。</u> 上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書 2 通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その 1 通を所持する。 年 月 日 輸出組合名 印 独立行政法人日本貿易保険理事長名 印 <u>附 則</u> <u>この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。</u>	貿易一般保険包括保険（船舶）追加特約書 平成 20 年 2 月 22 日 08 - 制度 - 00008 と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、 年 月 日付で締結した貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「特約書」という。）の追加特約を下記のとおり締結する。 記 <u>（付保対象外とする輸出契約等）</u> 第 1 条 特約書第 1 条に規定する「貿易一般保険包括保険（船舶）追加特約書」に定める輸出契約又は仲介貿易契約は、<u>同条に規定する輸出者等ごとに別紙 1 から のとおりとする。</u> 上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書 2 通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その 1 通を所持する。 年 月 日 輸出組合名 印 独立行政法人日本貿易保険理事長名 印	

新	旧	備考
特約書第1条に規定する輸出者等が 次に掲げる契約 (別紙) である場合は、 1 日本貿易保険が指定する者を相手方とする<u>一の契約</u> 2 <u>一の契約の締結から翌月末日の間のいずれかの時点において、第1号及び第2号に該当するもの又は第1号及び第3号に該当するもの（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。）</u> 一 <u>一の契約の相手方（一の契約の締結の相手方と当該一の契約に係る代金等の支払人（ただし、便宜置籍国等に船舶を輸出する契約の場合にあっては、代金の支払人又は代金支払の実質的保証人。）が異なる場合には、いずれかのもの。以下、同様とする。）が特約書第4条第2項各号のいずれかに該当する一の契約。</u> 二 仕向国が国カテゴリー（日本貿易保険が別に定める基準により定めるものをいう。以下同じ。）に該当し、かつ、支払国（保証国がある場合には当該保証国とする。以下同じ。）が国カテゴリーに該当する<u>一の契約</u> 三 仕向国が国カテゴリーに該当し、かつ、支払国が国カテゴリーに該当する部分（以下「対象部分」という。）を含む<u>一の契約</u>（前号に該当するものを除く。）であって次に掲げるもの イ 対象部分以外の部分に係る代金等の額が契約金額の二分の一以下かつ円（<u>特約書附帯別表第2附表1に掲げる貨物については円）以上の一の契約</u>（当該<u>一の契約</u>のうち対象部分に係る部分に限る。） ロ 対象部分以外の部分に係る代金等の額が契約金額の二分の一以下かつ円（<u>特約書附帯別表第2附表1に掲げる貨物については円）未満の一の契約</u>	特約書第1条に規定する輸出者等が 次に掲げる<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u> (別紙) である場合は、 1 日本貿易保険が指定する者を相手方とする<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u> 2 <u>輸出契約又は仲介貿易契約の締結から翌月末日の間のいずれかの時点において、第1号及び第2号に該当するもの又は第1号及び第3号に該当するもの（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。）</u> 一 <u>輸出契約又は仲介貿易契約の相手方（輸出契約又は仲介貿易契約の締結の相手方と当該輸出契約又は仲介貿易契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下、同様とする。）が特約書第4条第2項各号のいずれかに該当する輸出契約又は仲介貿易契約。</u> 二 仕向国が国カテゴリー（日本貿易保険が別に定める基準により定めるものをいう。以下同じ。）に該当し、かつ、支払国（保証国がある場合には当該保証国とする。以下同じ。）が国カテゴリーに該当する<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u> 三 仕向国が国カテゴリーに該当し、かつ、支払国が国カテゴリーに該当する部分（以下「対象部分」という。）を含む<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>（前号に該当するものを除く。）であって次に掲げるもの イ 対象部分以外の部分に係る代金等が契約金額の二分の一以下かつ円（<u>附帯別表第2附表1に掲げる貨物については円）以上の輸出契約又は仲介貿易契約</u>（当該<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>のうち対象部分に係る部分に限る。） ロ 対象部分以外の部分に係る代金等が契約金額の二分の一以下かつ円（<u>附帯別表第2附表1に掲げる貨物については円）未満の輸出契約又は仲介貿易契約</u>	